

特定非営利活動法人日本防災士会 定款変更

新旧対照表

新	旧
<p>(会員の資格の喪失) 第9条 (3)定められた期間内に会費を納入しなかった場合には会員資格は停止する。<u>理事及び監事が定められた期間内に会費を納入しなかった場合には役職資格は停止する。継続して2年会費を滞納したときは会員資格は喪失することがある。</u></p> <p>第5章 <u>組織</u> (支部) 第38条 本会に支部を置くことができる。 2 支部の設置及び承認は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。</p> <p><u>附 則</u> この定款は、令和6年6月29日から施行する。</p>	<p>(会員の資格の喪失) 第9条 (3)定められた期間内に会費を納入しなかった場合には会員資格は停止する。継続して1年以上会費を滞納したときは会員資格は喪失することがある。</p> <p>第5章 支部 (支部) 第38条 本会に支部をおくことができる 2 支部の設置等については、理事会の議決を経て理事長が別に定める。</p>